

## 外貨定期預金「スターエリート」預金規定

### 第1条（適用範囲）

本規定は、外貨定期預金「スターエリート」（以下本規定で「本預金」といいます。）にかかる取引に適用されます。

### 第2条（取引開始条件）

1. 預入通貨は、当行が認める外国通貨のみとします。
2. 取引開始時の最低預入金額は当行が別に定める金額以上1補助通貨単位とします。

### 第3条（期間・支払時期）

1. 本預金の期間は当行が別に定めるところにより取り扱いますので、預入時にご希望の期間を選択してください。
2. 本預金の元本は、満期日に利息とともに同一通貨のスターワン外貨普通預金に入金します。

### 第4条（利息）

1. 本預金の利息は、預入日の6ヵ月毎の応当日を利払日とし、直前の利払日から当該利払日の前日までの日数と預入時点で約定された利率（以下本規定で「約定利率」といいます。）により第3項に従い計算され、各利払日に同一通貨のスターワン外貨普通預金に入金します。なお、第一回利払日においては預入日から当該利払日の前日まで、満期日においては直前の利払日から満期日の前日までの日数により同様に扱います。
2. 前項にかかわらず、預金者が預入時点で、満期日に利息を一括で受け取ることを選択した場合は、本預金の利息は、預入日の6ヵ月毎の応当日を利息計算日とし、6ヵ月複利計算にて計算のうえ、満期日に本預金とともに支払います。この場合、6ヵ月毎の計算期間は、直前の利息計算日から当該利息計算日の前日までの期間とします。なお、第一回利息計算日においては預入日から当該利息計算日の前日まで、満期日においては直前の利息計算日から満期日の前日までの日数により同様に利息を計算します。
3. 付利単位は1補助通貨とし、1年を365日とする日割り計算とします。なお、割り算は最後に行います。

### 第5条（期限前解約）

1. 預入日から当行所定の期間を経過するまで、本預金の全部または一部の満期日前における解約はできません。なお、一部解約における解約金額については、当行が別途定める金額以上とします。
2. 預入日から当行所定の期間経過後に、本預金の全部または一部を解約する場合には、その期限前解約利息は、預入日から解約日の前日までの日数と、当行所定の期限前解約利率により計算し、解約元本とともに支払います。当行は、期限前解約日までの預入期間のいかにかわらず、当行所定の期限前解約利率を適用します。
3. 前項による期限前解約元本に対して、すでに前条第1項に基づく利息が支払われている場合に、前項により算出された期限前解約利息が支払済み利息額に満たないときは、当該差額を期限前解約元本額から差し引いたうえで、期限前解約元本を支払います。

### 第6条（他の規定の適用）

1. 本預金はスターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。
2. スターワン外貨普通預金規定第3条の規定は、本預金に適用されます。

#### 第7条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上